

合志市放課後児童クラブ運営業務委託プロポーザルを実施した結果、次のとおり受託候補者を決定したので公表します。

1 業務の名称

- ・合志小学校放課後児童クラブ運営業務委託
- ・合志楓の森小学校放課後児童クラブ運営業務委託

2 受託候補者

社会福祉法人 三幸 理事長 橋本 一郎

3 審査結果

別紙のとおり

合志市放課後児童クラブ施設運営業務委託プロポーザル審査基準表

合志小学校放課後児童クラブ							
審査項目（大）	審査項目（中）	審査基準	配点	1	2	3	4
				A 社	B 社	C 社	社会福祉法人 三幸
①基本理念 (10点)	放課後健全育成事業を運営するにあたっての基本理念・方針・目標・児童の健全育成・児童の人権についての理解・考え方・取組み		10	7.7	8	8.3	8.9
②事業内容 (70点)	(1) 児童の育成支援内容	発達段階に応じた育成支援	10	6.7	8.1	7.9	8.6
		魅力ある育成支援	10	7.1	8.3	8	8.9
	(2) 学習支援について		5	3.4	3.9	4	3.9
	(3) 特別な配慮が必要な児童への支援について		10	7.1	8.3	8.1	8
	(4) 保護者や児童の意見を反映していく体制について		5	3.7	4.4	4.1	4
	(5) 学校、地域、行政機関等との連携、協力について		15	10.4	12.4	13	11.7
	(6) 保護者との関わりについて		15	11.1	12.6	13.1	12.7
③管理運営 (50点)	(1) 放課後児童クラブの管理運営体制について		10	8	8.1	7.9	9
	(2) 人材確保について		15	11.4	11.4	11.7	13.3
	(3) 職員の賃金体制について		5	4.4	3.6	3.4	3.7
	(4) 職員の人材育成について		10	7.3	7.9	8	8.3
	(5) 個人情報の管理について		10	7.4	8	7.7	8.1
④安全対策・ 危機管理 (50点)	(1) 児童の健康管理について		10	7.6	7.9	8	8.6
	(2) 事故防止や安全対策について		10	6.9	8	7.6	8.4
	(3) 防災対策及び災害時の対応と体制		10	8	7.7	8	8.4
	(4) 不審者等の緊急時の対応と体制		10	6.7	7.9	7.9	8.6
	(5) 施設の衛生に対する取り組みについて		10	7.1	7.9	8.1	8
⑤同種類似事業の受託実績 (20点)	過去の運営実績等（規模、運営形態、放課後児童クラブの運営実績等）		20	16.6	17.1	18	17.7
⑥見積額の妥当性	提示した業務規模と大きくかけ離れているか、又は提案内容に対して見積が不適切な場合以外は数値化しない。						
合 計			200	148.6	161.5	162.8	168.8

合志市放課後児童クラブ施設運営業務委託プロポーザル審査基準表

合志楓の森小学校放課後児童クラブ					
審査項目（大）	審査項目（中）	審査基準	配点	1	2
				A 社	社会福祉法人 三幸
①基本理念 （10点）	放課後健全育成事業を運営するにあたっての基本理念・方針・目標・児童の健全育成・児童の人権についての理解・考え方・取組み		10	7.7	8.9
②事業内容 （70点）	（１）児童の育成支援内容	発達段階に応じた育成支援	10	6.7	8.6
		魅力ある育成支援	10	7.1	8.9
	（２）学習支援について		5	3.4	3.9
	（３）特別な配慮が必要な児童への支援について		10	7.1	8
	（４）保護者や児童の意見を反映していく体制について		5	3.7	4
	（５）学校、地域、行政機関等との連携、協力について		15	10.4	11.7
	（６）保護者との関わりについて		15	11.1	12.7
	③管理運営 （50点）	（１）放課後児童クラブの管理運営体制について		10	8
（２）人材確保について		15	11.4	13.3	
（３）職員の賃金体制について		5	4.4	3.7	
（４）職員の人材育成について		10	7.3	8.3	
（５）個人情報の管理について		10	7.4	8.1	
④安全対策・ 危機管理 （50点）	（１）児童の健康管理について		10	7.6	8.6
	（２）事故防止や安全対策について		10	6.9	8.4
	（３）防災対策及び災害時の対応と体制		10	8	8.4
	（４）不審者等の緊急時の対応と体制		10	6.7	8.6
	（５）施設の衛生に対する取り組みについて		10	7.1	8
⑤同種類似事業の受託実績 （20点）	過去の運営実績等（規模、運営形態、放課後児童クラブの運営実績等）		20	16.6	17.7
⑥見積額の妥当性	提示した業務規模と大きくかけ離れているか、又は提案内容に対して見積が不適切な場合以外は数値化しない。				
合 計			200	148.6	168.8